



八尾納税協会の 持続化給付金・家賃支援給付金申請 サポートのご案内

申請 PC サポートのご案内

八尾納税協会では給付金等の申請にお使いいただけるパソコンを用意しています。パソコンでの申請作業での質問や操作に不安な方は、どうぞご利用ください。

開催日時

◎ 申請 PC サポート

月～金 9:30～16:00

(12:00～13:00 除く)

場 所 ● 八尾納税協会 会議室

お申込は、お電話でご予約ください。

Tel 072-991-8800

持続化給付金

売上が前年同月比 50%以上減少している事業者の方は、事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。

中小企業、小規模事業者 上限 200 万円

フリーランスを含む個人事業者 上限 100 万円

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比 50%以上減少している事業者の方は、事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。
(今年 12 月までに売上が 50%以上減少した月がある事業者が対象、令和 3 年 1 月 15 日まで申請が可能です。)

給付内容

中堅・中小企業、小規模事業者 上限 **200万円** フリーランスを含む個人事業者 上限 **100万円**

給付額：前年の総売上(事業収入) × (前年同月比▲50%月の売上 × 12か月)

申請方法

新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、**電子(オンライン)申請**で受け付けます。
パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。
パソコンでの申請は スマホでの申請は
持続化給付金 検索

「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金**を支給します。

支給対象 (①②③すべてを満たす事業者)

- ① 資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- ② 5月～12月の売上高について、
 - 1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、
 - 連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額

法人に最大 600 万円

個人事業者に最大 300 万円 を一括支給

算定方法

申請時の直近 1ヵ月における支払賃料

(月額) に基づき算定した給付額 (月額) の 6 倍

経済産業省
中小企業庁

家賃支援給付金

に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金**を支給します。

支給対象 (①②③すべてを満たす事業者)

- ① 資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ② **5月～12月**の売上高について、
 - ・**1ヵ月**で前年同月比**▲50%以上** または、
 - ・**連続する3ヵ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**
- ③ **自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法

申請時の直近**1ヵ月**における**支払賃料(月額)**に基づき算定した**給付額(月額)の6倍**